

地デジ放送が受信できない場合は？

地デジ対応テレビを購入し、接続しても電波を受信できない場合があります。

この場合は、主な要因として次のものが考えられます。

- ①山間地などの地理的要因による場合。
- ②宅内の配線に問題がある場合。
- ③ビルの影などによる電波障害による場合。

山間地などの地理的要因により地デジ放送が受信できない地域

地理的条件により、地デジ放送が受信できない地域においては、戸別に高性能アンテナを設置されるか、または共同受信施設の設置やケーブルテレビへの加入（サービスが開始されている地域のみ）により対策を行うこととなります。

①共同受信施設の設置や改修

新たに難視聴地区となる地域やすでに設置

まずは、お近くの電器店や家電量販店などへ相談してください。

このほか、総務省地デジコールセンター☎0570-07-0101または☎03-4334-1111（平日＝午前9時～午後9時：土・日曜日、祝日＝午前9時～午後6時）へお尋ねください。

されている共同受信施設において、同施設を新設または改修する場合は、費用の一部を助成する制度があります。

②ケーブルテレビへ加入する場合

加入方法などの詳細は、天草ケーブルネットワーク(株)☎②1311へお尋ねください。

地デジ移行に支援があります

経済的な理由で、日本放送協会（NHK）の受信料が全額免除の世帯を対象に、総務省が簡易チューナーの無償給付などの支援を行います。平成21年8月末時点で、すでにNHKの放送受信料の全額免除を受けている世帯に対しては、NHKから申込案内がある予定です。

※申込方法などの詳細は、総務省地デジチューナー支援実施センター☎0570-033840または☎044-969-5425（平日＝午前9時～午後9時：土・日曜日、祝日＝午前9時～午後6時）へお尋ねください。

なお、NHK受信料が全額免除になるのは、次のいずれかに該当する世帯です。

①生活保護などの公的扶助を受けている世帯。

②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている人で、さらに世帯全員が市町村民税非課税措置を受けている世帯。

③社会福祉事業施設に入所していて、みずからテレビを持ち込んでいる世帯。

※該当する人で、受信料がまだ免除になっていない人は、NHK視聴者コールセンター☎0570-000588または☎044-871-8441（平日＝午前9時～午後9時：土・日曜日、祝日＝午前9時～午後6時）へお尋ねください。

悪徳商法にご注意！

テレビの調査や工事を口実にし料金を不正に請求したり、総務省やテレビ局などの関係機関の職員をかたって、切り替え手数料などを架空請求するといった悪質な事例が発生しています。このような請求を受けた場合は絶対に支払わず、すぐに警察へ連絡してください。

地上デジタル放送への切り替えで、総務省やテレビ局、その他の関係機関がお金を請求することは一切ありません。

不法投棄の禁止！

現在使用しているテレビを、地デジ対応のテレビに買い換えた場合、不要となるテレビは家電リサイクル法に基づき、購入店または電器店などで適正に処理してください。

【問い合わせ先】本庁・環境課環境政策係☎③1111（内線1281）

牛深支所・環境課環境係（牛深クリーンセンター内）☎⑦5541 / その他の支所・市民生活課市民生活係

平成23年7月24日までに

アナログ放送は終了します

現在のテレビ（地上アナログ）放送は、平成23年7月24日までに終了し、地上デジタル放送（通称「地デジ」）に完全移行しますので、地デジを受信する準備が必要です。

どうしてデジタル化するの？

通信や放送などに使える電波は無限ではなく、ある一定の周波数に限られており、現在の日本では、使用できる周波数に余裕がなく過密な状態になっています。

そこで、デジタル放送へ移行することにより、不足していた周波数に余裕ができ、電波が有効に使えるようになります。現代の生活のなかで最も身近な「テレビ」もデジタル化によって、今までにない多様なサービスが実現できます。

デジタル放送では、デジタルハイビジョンの

高画質・高音質番組に加えて、双方向サービス、高齢者や障がいのある人にやさしいサービス、暮らしに役立つ地域情報などが提供されます。

また、デジタル化により、大幅にチャンネルを減らすことができ、空いた周波数を他の用途への有効利用が可能になります。例えば、救急患者の映像情報を救急車と病院でやりとりするといった、安心・安全な生活を保護するための通信情報などに使えるようになります。

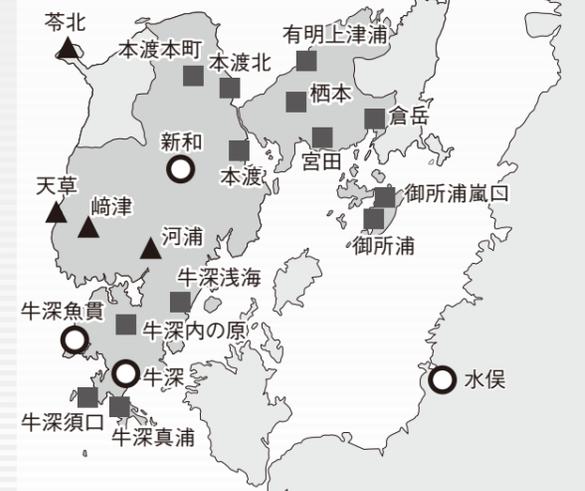
地上デジタル放送を見るには

各戸において受信している中継局が、地デジ放送を開局していることが前提となります（詳細は、右欄をご覧ください）。

- すでに開局している中継局
・熊本局・水俣局・牛深局
・牛深魚貴局・新和局

▲平成21年に開局予定の中継局

■平成22年に開局予定の中継局



※総務省報道資料より

①アンテナでテレビをご覧の場合

- アンテナの種類を確認してください。

UHFアンテナがある
通常はそのまま受信できますが、調整や交換が必要な場合もあります。



VHFアンテナのみ
アンテナの取り替えが必要です。



電器店・家電量販店へご相談ください。
必要場合は、アンテナ工事も依頼してください。

地デジ対応のデジタルテレビに買い換えるか、今お使いのアナログテレビ（ブラウン管テレビなど）にデジタルチューナーを接続してください。

②ケーブルテレビでご覧の場合

- ケーブルテレビ会社へご相談ください。

③共同受信施設に加入してテレビをご覧の場合

- 施設の改修などが必要な場合がありますので、共同受信施設の管理者（組合長など）へ確認してください。

④マンション・アパートなどの集合住宅でテレビをご覧の場合

- 建物全体で共同受信している場合がありますので、管理者へ確認してください。